

滋 流 政 第 110 号  
平成 29 年(2017 年)6 月 16 日

全日本不動産協会 兵庫県本部 御中

滋賀県知事 三日月 大造



浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報の提供について

平素は、本県の流域治水行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号。以下「条例」とします。）を策定し、流域治水の推進に取り組んでおります。

このたび、条例第 13 条に基づく浸水警戒区域の指定を行いますので、下記のとおり情報提供いたします。

なお、浸水警戒区域は、条例第 14 条の規定により建築制限がかかります。また、建築基準法第 39 条第 1 項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項説明に該当しますので、貴団体におかれましては、加盟団体への周知についてご協力のほどお願いいたします。

記

1. 浸水警戒区域の指定状況

米原市村居田の一部

詳細については、滋賀県流域治水政策室の HP をご覧ください。

URL : <http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/kuikisitei/sinsuikaikaikuiki.html>

滋賀県土木交通部流域政策局

流域治水政策室

担当：松田、天沼 TEL077-528-4106

FAX077-528-4904

Mail: [ryuiki@pref.shiga.lg.jp](mailto:ryuiki@pref.shiga.lg.jp)